

申込日: 令和 年 月 日



ワンストップビジネスサポートセンター

入会申込書

提供サービスのうち、以下「申込詳細」にて選択したサービスと「利用規約」内容を承諾し、下記のとおり申し込みます

ふりがな				印 (シャチハタ不可)
屋号・店名 会社名				
ふりがな	男 女	生年月日		
代表者名		年	月 日	
申込者名				
ご住所 または 所在地	〒	ふりがな		
電話番号		FAX番号		携帯番号
既存URL	http://		E-mail	
事業内容・職業				

バーチャルオフィス 電話番号付きプラン 申込詳細

開始日	令和 年 月 日～	入会目的		
ご契約コース (表示価格は 税抜です)	<input type="checkbox"/> ビジネスサポートプラン(月額) 月曜日～金曜日 9時～18時 上限50コール	¥12,000	<input type="checkbox"/> 郵便物転送手数料金(1発送)	¥200
	<input type="checkbox"/> 土曜日応対料金(9時～17時)	¥2,000	<input type="checkbox"/> 容量超過保管料金 ※到着日の翌日より加算 以降、1週間毎に加算されます。	¥200
	<input type="checkbox"/> コールオーバー料金	¥140	<input type="checkbox"/> 郵便物到着通知メール料金	¥100
	<input type="checkbox"/> ベーシックプラン(月額)	¥6,800	<input type="checkbox"/> 段ボールおまとめ梱包手数料 ※保管郵便物 1通につき	¥200
	<input type="checkbox"/> 転送電話通話料保証金	¥10,000	<input type="checkbox"/> 携帯電話連絡料金	¥100
			<input type="checkbox"/> 法人住所登記利用料	¥10,000
			<input type="checkbox"/> 共用FAX番号使用料金 ※別途、FAX受信・送信料金 が加算されます。(@40/枚)	¥2,000
初回ご請求金額: 円				
請求書送付	<input type="checkbox"/> E-mail	お支払方法	毎月 お振込・引落し	

郵便物 お渡し方法	<input type="checkbox"/> 随時転送 <input type="checkbox"/> 毎火曜発送 <input type="checkbox"/> 月末発送 <input type="checkbox"/> ご来社(注)
備考	注)ご来社希望の方で月末の時点でお引き取り無き場合 翌月初めに順次ご登録住所へ発送致します。
貴社専用電話番号	
共用FAX番号	
業務報告用メールアドレス	
請求書送付先メールアドレス	
身分証明書	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他

ワンストップビジネス
 サポートセンター
 〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通
 3-1-16サンビル502
 TEL: 078-361-8282
 FAX: 078-361-6326
[MAIL: info@1stopbiz.jp](mailto:info@1stopbiz.jp)

利用規約

申込日：令和 年 月 日
兵庫県神戸市中央区中町通 3-1-16-502
ワンストップビジネスサポートセンター

受託者 _____ (以下甲という) と、ワンストップビジネスサポートセンター (以下乙という) は、下記の通り契約を締結する。

第1条 総則

- 1) 乙は、本規約を定め、甲は本規約の内容を確認し、申し込みを行うに際して本規約の内容を承諾したものとする。
- 2) 乙は、甲の了承を得ることなく本規約を変更することがある。甲はこれに承諾するものとする。

第2条 利用目的

- 1) 甲は取引先からの電話応対等、自己の行う業務の一部を乙に委託し、乙はその委託に対応して業務サービスを実施する事を目的とする。
- 2) 乙は甲に対して、本サービスを利用するにあたり、公的身分証明書を提示又は提出を求める事が出来るものとする。提出等を拒否される場合は本サービスの利用の中止・停止・又は契約の解除を行う事もあるものとする。
- 3) 甲の身分証明書については、既に確認済の場合でも、利用実態などに不審な点や、甲が乙の身分証明書の再確認の必要があると判断した場合、新たに身分証明書の提出を求める事が出来るものとする。
- 4) 乙は、業務上知り得た甲の個人情報厳重に秘匿し、他に漏洩しない。

第3条 契約の有効期限

- 1) 年間契約又は半年契約の場合、契約期間満了日の前日までに、甲が乙に契約更新の有無を通知するものとする。更新の有無の申出が無い場合は、契約期間満了で契約解除するものとする。
- 2) 月次契約の場合、契約期間満了日から1ヵ月前までに、甲が事前に何らかの意思表示がない時は、さらに自動更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3) 弊社提供の住所を登記住所とされている間は、契約の継続が必要となる。従って契約解除の際には登記の移転証明が必要となる。

第4条 会費

- 1) 代行料金 (以下会費) は毎月更新日迄に翌月分を前納することとする。ただし振込の場合、振込手数料は自己負担とする。
- 2) 会費の日割清算は行わない。月途中で解約の場合も同様とする。
- 3) 会費は物価の変動及び利用条件の変動により、契約期間中においても甲乙協議の上、改定することが出来るものとする。

第5条 利用の停止および強制解約

- 1) 甲に以下の事項が発生した場合は、甲への事前通告無く当サービスの利用の停止及び強制的に契約解除を行えることとする。
その際残存契約期間が有ったとしても、会費や預かり金、保証金の返金は行わないものとする。
 - ・入会申込みに際して、虚偽の申告があったとき。
 - ・会費が当社への連絡無く、また正当な事由無くして、遅延もしくは未納のとき。
 - ・不法行為または犯罪行為に利用されたとき。
 - ・その他、乙が不適切と判断する行為。

第6条 利用契約の解除

- 1) 甲の希望により解約する場合は、更新日の1ヶ月前までに乙へ E-Mail もしくは電話連絡にて解約の旨を通知すること。ただし契約期間中の解約の場合であっても、契約残存期間の会費の返金は行わないこととする。
- 2) 解約通知がなく更新日を過ぎた場合は、翌月分の月額利用料金が発生する為、速やかに精算を行うこととする。
- 3) 法人登記している甲は、登記住所の移転又は廃止などが明記されている登記簿謄本を契約終了日までに乙に提出しなければならない。解約は乙からの解約受理の通知によって成り立つものとする。

第7条 提供住所の使用及び郵便物について

- 1) 住所はホームページや名刺への記載に利用出来る。但し、乙より提供した住所及び電話番号をインターネット上で表示する場合は、表示する Web ページの URL を予め乙に必ず通知し、許可を得なければならない。
- 2) 乙は、郵便物や小包などの受取代行、及び予め甲が登録した住所への転送を行う。但し、バイク便での引取、局留め、私設私書箱への送付などは行わないこととする。
- 3) 乙が甲の登録住所へ転送 (発送) した場合、遅延・破損・紛失などについては、配送会社の責任とする。

- 4) 下記に該当するものは受け取れない。また受取らないこと、返送または破棄したことにより甲または第三者が損害を被った場合でも乙は一切損害の回復及び損害賠償の義務を負わないものとする。
 - ・生ものや生き物、危険物
 - ・本条第6)項に基づき住民票を置かなければ送られてくる事が無いもの
 - ・契約登録されていない名義・宛名の郵便物や宅配物
 - ・預かり金を超えた着払いや代引きの受取り物
- 5) 現金書留は受取り後、指定先に転送など行わないこととする。ご来社のうえ、本人確認が取れた場合のみお渡しとする。
- 6) 提供住所は下記の用途には利用できない。
 - ・住民票、免許証、パスポートその他居住の実態のある場所に置くべきものへの利用
 - ・銀行口座やクレジットカード等の申込み住所
 - ※法人登記し、提供住所で登記された場合の法人口座等は申込み可能。但し、銀行口座やクレジットカード等の開設は各銀行及びクレジットカード会社等の審査によるため、口座及びクレジットカード等を開設出来ることを保証するものではない。
 - ・アダルトサイト・出会い系サイト・マルチ商法・情報商材・ギャンブルなどのビジネス住所として利用
 - ・政治活動、宗教活動、暴力団活動にこれを利用すること

第8条 配達物保管

- 1) 甲宛に到着した配達物は専用保管BOXにて保管し、甲が選択した発送方法(随時・週一回・月末一括・来社)に従って発送する。
- 2) 保管サイズを超過した場合は、到着日に「保管容量超過」のメールを乙が甲へ通知する。甲は通知メールから7日以内に発送もしくは引き取りの予約を行うものとする。なお、到着日の翌日より容量超過保管料が加算されるものとする。(以降1週間毎に加算)
- 3) 甲が本条第2)項に基づく乙の通知メールから7日を経過し何の連絡も無く配達物を受け取らない場合は、到着日より30日後に受取りのご意思がないものとみなし保管している配達物を破棄処分する。なお、利用料金の未納による契約解除後の配達物の取扱いについても同様とする。
- 4) 配達物については甲の責任において当社に取扱いを一任するものとし、乙は細心の注意をして保管おこなうが、万が一紛失等の事故があった場合にはその責任を負わないものとする。

第9条 預り金と返金

- 1) 保証金は、毎月の通話料金等の保証金であり、乙が随時通話料金を調べ保証金を超過する恐れがある場合は保証金の追加請求できるものとする。
- 3) 返金については、正当な手続をもって解約された甲に対して保証金及びプリペイドチャージ料金の返金をする。ただし、付随サービスに係る費用がある場合は、預り金より差し引きした上でその残高を返金するものとする。なお、返金金額が1,000円未満の場合は、返金を行わないものとする。
- 4) 返金方法は、ご来社もしくは甲の名義口座へ振込みにて返金する。なお、振込手数料は乙が負担する。
- 5) 解約後、1ヶ月以上返金の請求が無い場合は、無効としその後一切責任を負わないものとする。

第10条 顧客情報の開示

- 1) 甲は、乙が提供するサービスを利用して違法行為や迷惑行為、及びそれに抵触する行為をしてはならない。万が一、運営者が違法行為や迷惑行為の可能性があると判断した場合及び事実が発覚した場合は、速やかに警察署・各機関・省庁などへ届け出るものとしその際に乙の全ての顧客情報を提供出来るものとする。

第11条 損害賠償

- 1) ハード障害またはプログラムの不具合などにより、本サービスが停止または動作不良を起こした場合は、金銭などによる補償は行わないものとする。
- 2) 第三者によるデータの書き込み、不正なアクセス、発言、メールの送信等に関して生じる一切の損害について、弊社は、何ら責任を負わないものとする。

第12条 免責

- 1) 乙は、甲が本サービスの利用に関して被った損害については、法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとする。
- 2) 乙は、天災、動乱、テロなどの不慮の事故によるサービスの停止についていかなる責任も負わないものとする。

(附則) 本規約は、2011年2月1日より施行致します。

2011年2月1日制定
2015年8月1日改定
2017年6月15日改定